

受付 日		受付 番号	① - ② -
---------	--	----------	------------

助成金交付申請書

[研究助成金 , 内外交流助成金]

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。
 なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。
 また、助成が決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の内容・業績等について公表される場合があることに同意します。
 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
	住所	〒 () メールアドレス(又はFAX)					
所属機関	名称					役職学位	
	所在地	〒 () メールアドレス(又はFAX)				専門領域	
送付先	申請結果のご通知等をご自宅宛に郵送希望の場合は右欄に○を付けてください (○が無い場合は所属機関宛にお送りします)						
申請種別	いずれかを選択してください。 ①研究助成 ②内外交流助成						
研究題目 または 学会・講演会等の名称	研究または学会・講演会等の目的・趣旨						
内外交流助成金の場合は、その主催者：							
実施計画の概要、本年度の所要費用総額および助成金使途内訳 (研究目的を達成するために必要なものであれば、自由に使われて結構です。) (申請種別が②の場合、学会・講演会等の開催場所・参加者または招待者の氏名等と助成金使途・予算をご記入ください。)							
申請金額						円	

研究助成は、年令満45才以下の研究者を主担当とする研究を助成対象とします。

《銀行使用欄》

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

助成決定となった場合の助成金振込口座

《注意①》口座情報に間違いがあると、助成金の振込が大幅に遅れることがあります。

《注意②》ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

寄付金処理	所属機関への寄付金扱いとしますか？ （「する」・「しない」のいずれかに○をおつけください）	する	●委任経理とする場合は、以下項目のご記入は不要です。 （なお、委任経理とする場合、間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません）
		しない	●委任経理としない場合は、以下項目につきご記入ください。
お振込先	(○をおつけください)	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 出張所 営業部
預金種別	(○をおつけください) 普通 その他 ()	口座番号	
お受取人	フリガナ	●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。	
	口座名義	【ご留意事項】 助成金受取口座が法人名の場合、法人名その他、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要です。その場合、洩れなく正確にご記入ください。 不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。	

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

助成金申請手続きのあらまし

[研 究 助 成 金]

- 1 申請手続きの上では所属機関の長の推薦は不要ですが、当然のことながら、所属機関内において当該研究計画が是認されていることが前提となります。
- 2 助成の対象となる研究は、助成金交付申請書に基づき運営委員会が選考し決定します。その結果を受託者から申請者にお知らせします。
- 3 研究助成金は、原則として助成対象者（以下「受給者」という。）が指定した銀行等の口座に振込みいたします。
- 4 受給者からは、助成対象である研究を終了したときに、次の書類を受託者に提出していただきます。（助成対象年度の末までに研究が終了しないときはこれに加えて中間報告書を提出していただきます）
 - ①「研究結果概要報告書」（様式A 4 版、3 枚程度）
なお、助成金による研究成果を論文として発表したときは、当該論文の写を送付してください。
 - ②「助成金使用報告書」（選考決定後に受給者に用紙送付、使途の内訳を明らかにし、領収書の写しをつけること）
- 5 受給者が、以下に該当したときは、交付助成金を返還していただきます。
 - ①偽りその他不正な手続きにより受給したことが判明したとき
 - ②助成金をその目的以外のために費消したとき

以上

[内外交流助成金]

- 1 助成の対象となるものは、助成金交付申請書に基づき運営委員会が選考し決定します。その結果を受託者から申請者にお知らせします。
- 2 助成金は、原則として助成対象者（以下「受給者」という。）が指定した銀行等の口座に振込みいたします。
- 3 受給者からは、学会・講演会等が終了したときは、速やかに次の書類を受託者に提出していただきます。
 - ①「交流結果概要報告書」（様式A 4 版、1 枚程度）
 - ②「助成金使用報告書」（選考決定後に受給者に用紙送付、使途の内訳を明らかにし、領収書の写しをつけること）
- 4 受給者が、以下に該当したときは、交付助成金を返還していただきます。
 - ①偽りその他不正な手続きにより受給したことが判明したとき
 - ②助成金をその目的以外のために費消したとき

以上